

【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件名：工場の緑地整備に関する新たな制度の構築について

日時：令和元年 11 月 12 日（火） 10：50～11：00

場所：第3庁舎 18階 大会議室

●付議理由

工場立地法施行以前から立地する工場における緑地確保が困難な状況を踏まえ、敷地外緑地等の基準を構築し、工場周辺地域の生活環境の保持と操業環境の向上を促進するため。

●付議概要

工場の緑地整備に関する新たな制度の構築について

1 現状と課題

- ・工場立地法施行以前から立地する工場（既存不適格工場）は、法律上、生産施設を増設するにあたり、緑地確保が求められるが、敷地内に新たに緑化可能な土地を確保できない工場が多く、新規事業展開のための生産施設の増設や、老朽化した設備の更新等に支障をきたす状況となっている。
- ・市内の既存不適格工場の約8割が、臨海部に集中するとともに、川崎区は緑地等の割合が低い。

2 新たな制度の考え方

- ・敷地外緑地等について、本市の基準を作成・運用することにより、工場周辺的生活環境の保持・向上につなげるとともに、災害対策等の地域課題への対応を図る。
- ・既存不適格工場の緑地確保に係る選択肢を増やすことにより、今後も本市において継続した操業が展開されるよう支援し、設備投資による安全性の向上と市内産業の振興につなげる。
- ・臨海部の特定工場は立地特性が近しく、複数の敷地外緑地を集約し、内陸部に整備することが可能であることから、市民の憩い空間として一体性を有した共通緑地を整備誘導する。

3 基準等（案）

（1）工場立地法に基づく敷地外緑地等に関する基準（経済労働局 所管）

市内で現に立地している工場等のうち、法に定める特定工場の生産施設の面積を増加させるものでかつ敷地内に未利用部分がない工場等を対象として、敷地外の土地において緑地を整備する場合の要件等を規定する。

（2）臨海部における共通緑地ガイドライン（臨海部国際戦略本部 所管）

臨海部においては、工場立地法に基づく敷地外緑地等に関する基準に付加する形でガイドラインを策定し、複数工場の敷地外緑地を集約化することにより、市民の憩いの空間となる「共通緑地」を創出する。

●**主な意見等**

- ・ 共通緑地の実現に向けて、きめ細やかな対応を進める。
- ・ 各局所管の基準が整合するよう、引き続き庁内調整を進める。

●**結論**

案のとおり了承。